

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月12日 午後1時50分～午後2時31分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 16名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. 令和3年度農作業標準賃金について

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

5. 閉 会

出席委員（16名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳
4番 河 野 義 明
7番 野 田 恵 次
9番 岡 田 佳 子
11番 嶋 芙 沙 子
13番 大 城 祐 吉
16番 平 川 弘 義
18番 池 田 正 幸

議席番号 氏 名

3番 河 野 正 春
5番 原 田 龍 三 郎
8番 加 藤 和 己
10番 田 崎 明
12番 木 下 正 信
14番 中 川 原 大 吉
17番 内 藤 秋 彦
19番 徳 永 順 子

欠席委員（2名）

2番 新 開 文 則

15番 河 野 和 夫

出席推進委員（17名）

座席番号 氏 名

21番 田 中 良 和
23番 石 橋 直 幸
25番 松 尾 正 巳
28番 上 原 充
31番 坂 梨 誠 治
33番 川 口 広 樹
35番 山 下 久 弥
37番 武 藤 睦 夫
39番 岩 屋 明

座席番号 氏 名

22番 森 静 男
24番 江 崎 須 三 信
26番 堤 貴 大
30番 柿 原 廣 典
32番 河 野 通 成
34番 大 城 政 英
36番 古 賀 勝 利
38番 末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 相 地 智 輝

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時50分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和3年4月定例総会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

[挨拶を述べる]

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

初めに、本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号2番新開文則委員、15番河野和夫委員より欠席の届出が出ております。

推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号7番野田恵次委員、同じく8番加藤和己委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（堤）

3月29日に書類、現地等を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に営農型太陽光発電設備を建設するために一時転用するものです。

営農型太陽光発電設備とは、支柱部分を高くし、その下に作物を作付しながら一方で発電を行うもので、設備を撤去した場合、農地へ戻すこととなります。

周囲は農地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

丸印については、支柱を意味します。6列のパネルには10本、8列のパネルには12本使用しパネル全体で102本となります。

サカキ苗木については、全体で66本を植栽します。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

7日に現地を調査してもらいましたし、現地、それから書類上何も問題ないと思われませんが、みやま市で初めてのこのようですので、今後、また失敗のないようにいろいろと注意が必要かと思いますので。以上です。皆さんの審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

今月7日に事務局はじめ8名で申請書並びに現地確認をしましたが、農地委員として何ら問題ないと思われしますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

一時転用ということで、基本的には営農型の太陽光発電設備ということで一時転用ということでございますけれども、さっき説明がありましたように初めての試みということで、状況的になかなか分かりにくいところがありますので、そこら辺をもうちょっと詳しく説明できるならお願いしたいということと、一時転用の期間と転用期間が過ぎたときにどうなるのかと、そういう点をよければ説明をお願いしたいと思います。

○事務局（相地）

お答えします。今、柿原委員のほうから一時転用はどこなのかと、場所が分からないということだと思います。一時転用する場所については、支柱部分になります。支柱部分がドリルになっていて、120本分ございます。その一時転用の面積が計算の上では4.4平方メートル、4.4平方メートルを一時転用という形になります。

通常一時転用といいますと、3年間で最大の期間となっておりますが、この営農型太陽光発電設備については10年間認められておまして、その後については再度申請ができるとなっております。通常の一時転用については3年で頭打ちとなっておりますので、そこら辺が

通常の一時転用と違うところになっております。

補足ですけれども、この営農型発電設備を設置した場合、毎年県のほうへ報告する義務がございます。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか、柿原委員。

○30番（柿原）

営農型太陽光発電ということで、どっちが主力になるとかちょっと分からんとぼってん、営農型と言うとやっぱり営農農業関係で所得を上げるのが普通かなと思っておりますが、基本的にサカキは66本植えるということぼってん、実際、採算の合うごたるふうなか状況の営農型ですかね。

○事務局（相地）

実際、みやま市内でサカキを栽培されてあるという事例がございます。それで、申請者の話によりますと、武雄の方で先行事例がございます、サカキについて十分栽培し得る作物であるということ聞いております。以上です。

○議長（徳永）

いかがでしょうか。

○30番（柿原）

クレームつけるわけやなかとぼってんですね、サカキというのが、どげんかものかということも、実際栽培したあれがないけん分からんとぼってん、実は私も庭先に1本植えとっどですよ、もう五、六年になるぼってんですね、金稼ぐごたるとれ方はなかなかそんならになるぼってん、とれんとやなかつかなというふうな感じば受けとるけんですね、そういうふうなか事例があるということぼってん、よかなら今後、そういうふうなか事例があるなら、そういうこともある程度つかんでおく必要があるとかなというふうにならちょっと考えますので、できるなら後でそういうふうなかことを勉強されるというか、そういうふうなかことがあれば確認ばお願いできるならお願いしたいなと思っております。

○事務局（相地）

分かりました。今後、作付されていった後については、地元農業委員さんにお手数おかけしますが、観察のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（徳永）

地元の委員さんということで、推進委員坂梨と農業委員徳永が追跡調査はしたいと思しますので、よろしいでしょうか。柿原委員、いいですか。

○30番（柿原）

はい。

○議長（徳永）

先ほど報告義務があるということでございますので、そこら辺も事務局の方にはしっかりと報告していただいた内容に不備があれば、追跡して報告をしていただくとか、きちんとした対応をこちらのほうもとりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に貸資材置場を建設するために転用するものです。

北は雑種地、東は畑、南は田、西は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（山下）

4月7日に事務局2名と農地委員4名と地元委員2名とで現地を確認いたしました。地元推進委員としては問題ないと思われまますので、皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

同じく7日に現地確認などをしましたが、何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に、宅地分譲用地（7区画）を建設するために転用するものです。

北は道路、東は宅地、南は道路、西は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員及び農区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝を設置し道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

4月7日に事務局とほかの役員さんから現地を見てもらいましたが、何ら問題はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

同じく7日に現地確認をしましたが、何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に、宅地分譲用地（3区画）を建設するために転用するものです。

北は道路、東は宅地、南は道路、西も道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員及び農区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

これも4月7日に見てもらいましたが、何ら問題はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

同じく7日に現地確認などをしましたが、地元委員さんが言われたとおり何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅建築のために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しています。

北は道路、東は宅地、南は畑、西も畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し北側水路へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し北側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○22番（森）

これも4月7日に現地を見てもらいましたが、何ら問題はないと思われまので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

同じく7日に現地確認しましたが、何ら問題ないと思われまので、皆様方の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませるか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に、資材置場及び倉庫を建築するために転用するものです。

北は畑、東は道路、南は宅地、西は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも4月7日に現地を見ました。何ら問題はないと思われまますので、皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

同じく7日に現地を見ましたが、地元委員さんが言われたように何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第4号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田88万2,273平方メートル、畑52万2,289平方メートル、合計140万4,562平方メートルで、件数は294件、筆数は833筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけております。事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書71ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが3件となっております。内容につきましては、次の72ページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第4号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

8ページから12ページまで、番号で11番から32番まで、株式会社ということでここにあります。私の地元やなかばってん足元の地域で、資料ば検討してみましたが、15町弱ぐらいの面積を株式会社がやるということでございますけれども、その地域に、そういうふうな大型の農業をするような方がなかなか見当たらない状況でございます。

そういう中で、内容的にもう少し説明できればお願いをしたいなというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（徳永）

事務局お願いします。

○事務局（相地）

通常、新しく株式会社とかで農業法人を立ち上げた場合、新規就農相談等を行います。今回の場合は、15町ほどされていた農家の方が構成員となって法人を立ち上げておりますので、新規就農には該当しないというところではあるんですが、営農組合から法人を立ち上げるような流れと一緒に扱いをさせていただいております。今まで農業をされてあった方が、個人が法人に変わったというだけですので、今回、株式会社の法人が立ち上がっているんですが、新規就農相談をせずにそのまま農業者として登録させていただきました。

○事務局（岡）

ちょっとつけ加えさせていただきます。この株式会社について、今の話の中から分かる通り新規で立ち上げられておるところです。今言ったように、主な構成員さんが認定農家さん、大規模にやっていた方で就農相談は必要ないだろうということで判断させていただきました。

ただ、おっしゃるとおり、地元農業委員さんとかにこういう法人が立ち上がりましたよというお知らせをこちらのほうも頓挫して忘れていたというか、ちょっと思いつかなかった点について配慮が足らなかったなと思っております。

内容については、新規で立ち上がった法人さんで、構成員に今までやっておられた大規模農家さんが入っているという法人でございます。以上です。

○議長（徳永）

柿原委員、よろしいですか。

○30番（柿原）

よかですか。今まで15町ばかりやってあった方については、20人近くの譲渡人というか、いらっしゃいますが、利用権設定ばして今まで15町歩ぐらいの受入れをやってあったんですかね。

○事務局（相地）

お答えします。自作地と利用権設定で借りてある分を含めて15町です。

○30番（柿原）

株式会社を立ち上げてということばってん、その個人との契約の合意解約とかはせんでも、こういうふうなかケースの場合は大丈夫なんですかね。

○事務局（相地）

この後、解約出てくるんですけれども、解約をした後に利用権設定をされてあります。

○30番（柿原）

分かりました。

○議長（徳永）

よろしいですか。今回、私どもも同じ山川の中でこういった大規模な株式会社というのが立ち上がった経緯がなかなか伝わってこなかった部分もあるので、今後、こういった単なる貸し借りだけでなく、大規模な企業みたいなところが入るときは、事前に地元農業委員さんたちとかに情報を流していただけたらいいなと私も感じたところです。よろしく願います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第4号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 協議事項、第1号 令和3年度農作業標準賃金についてを協議いたします。

協議事項の第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

協議事項、第1号 令和2年度農作業標準賃金について。

この案につきましては、JAみなみ筑後、普及指導センター及び農林水産課と検討し、機械作業についてお示ししているものであります。昨年度からの変更点については、耕起、普通田の代かきのみを追加し、畦塗り1メートル当たりを「50円」から「60円」に変更しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま協議事項の第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。

何か御質問、御意見はございませんか。

○12番（木下）

防除の粉剤と液剤は乗用管理機がありますが、近頃ドローンが急速に伸びておりますので、ドローンの標準地域とか、そういうのを近隣にありましたら教えてください。

○事務局（相地）

申し訳ございませんが把握しておりません。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○12番（木下）

はい。

○議長（徳永）

多分帰った後に調べると思いますので、次回はもし近隣にあれば御報告できると。

○事務局（岡）

これば作ったときに近隣とかもちょっと調べさせていただきましたが、ドローンというところがございませんでしたので、多分、来年度辺りには議論せんとでけんところかなと思いま

すので、今年度はこれで行かさせていただきたいと思いますので、御了承をお願いしたいと思
います。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見がないようですので、提案どおり決定することに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、協議事項、第1号 令和2年度農作業標準賃金については、
提案のとおり決定いたします。

なお、この決定内容については、広報等でお知らせすることにいたしております。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が
54件出されております。内容については、自作が8件、設定が41件、再設定が5件となってお
ります。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありました。御質問をお受けします。何か御
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、使用貸借解約通知について、届出が11件出されております。内容につ
いては、設定が10件、再設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時31分 閉会